

のがあるが、その全體に關する細論はしばらく措き、まづこゝに直接の關係ある點だけについていへば、大體に於て日本書紀の年代は實際の年代よりも延長されてゐるので、古事記の紀年の方が實際に近いから、古事記の記年によつて年代を引下げるのが至當であるといふ説が、今ではほとんど學界の定説となつてゐる。書紀の年代は反正天皇以前、殊に應神天皇以前に於て、古事記の年代と著しい相違を生ずることになつてゐる。例へば應神天皇の崩御紀年の如きは、書紀にしたがへば西紀三一〇年にあたるが、古事記註の紀年によつて推歩すれば西紀三九四年となつて、そこに八十四年の相違が出来て来る。仲哀天皇の崩御紀年に於ては百六十二年、成務天皇の崩御紀年に於ては百六十五年の相違が生ずる。これ等の考定は、單に記紀を比較した上で古事記註の干支を正しいとしてのみの議論からでは無く、或は三韓の史籍との比較、海外交通の關係、歴代天皇の聖壽や在位年數などの對照などから見て、古事記の註の干支の記載が比較的正確を得てゐると認められるからの結果である。古事記及び日本書紀の本文にあらはれてゐる年代は、雄略天皇以前の時代に於ては、著しく實際よりも延長されてゐるやうである。聖壽の記載に於てもさうである。然も聖壽の記載が、上代の部分のものに却つて、詳細であつて、後世の部分清寧天皇以後に缺漏が多いといふやうなことから、上代の紀年は後世より偽作されたものである、誇張され

たものであるといふことを主張する學者がある。偽作か誇張かはいざしらず、とにかく今日の史學者から見ると、上代の紀年に誤謬のあるのは明らかな事實である。或はこれは曆年推歩の誤謬とも見られよう。いづれにもせよ、記紀にあらはれてゐる年代觀念には此の如き缺點があるのであるが、この間に於て古事記の註の干支年月が比較的正確と認められる年代を示すものであることは注意すべき事柄である。然もこの註が、元來不明なのが當然である崇神天皇以前に關しては何等傳ふるところが無く、その以後の時代に於ても、垂仁、景行、安康、清寧、顯宗、仁賢、武烈、宣化、欽明の各天皇には欠けてゐるといふのも、むしろ不明なものは不明なものとしてそのままを傳へたものと見られるのである。且又この記註の崩御紀年が、後代のものに於ては書紀の崩御紀年と大體に於て一致するが、反正天皇以前に於ては大分の差違を生じて來て、應神天皇以前になると著しい相違を見るやうになるといふのは、却つてこの記註の價値を語るものといはなければならぬ。

宣長が何故に記註の干支年月を削除したかについては、前項にも少しく疑を存しておいたが、もう一つこゝに考ふべきは、宣長は推古天皇十二年以前には曆日が無かつたといふ説を主張し、書紀に干支月日を用ゐてゐるを難じてゐるのであるから、この記註に干支を用ゐてゐるのは古い

面目では無いと考へたのであらう。推古天皇十二年以來、はじめて曆日が用ゐられたといふ説によつて來るところは、三代實錄貞觀三年六月の條陰陽頭兼行曆博士大春日朝臣眞野麿の奏に、「豊御食炊屋姫天皇十年十月、百濟國僧觀勒始貢曆術、而未行于世」とあり、政事要略二十五、「儒傳云、以下小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔始用曆日、右官史記云太上天皇統元年正月頒曆諸司」などとあるのによるのであるが、干支紀年法は菅政友が既に「古事記年紀考」に論じてゐるが如く、百濟任那にはかなり古くから行はれてゐたと思はれるから、歸化外人の手から干支紀年法が古く傳へられたであらうといふことは肯定される。さうすれば、古い時代の天皇の崩年の干支によつて記されたのも或部分には傳はつてゐたことであらう。記註の崩御紀年が歴代の天皇全部について記されてゐないといふのも、當時未だ曆日が公に採用されてゐなかつたので、朝廷の記録などにも完全には存しなかつたためなのであらう。欽明紀などを見ると、百濟から曆博士が貢せられてゐるし、曆本なども渡來してゐるから、推古天皇十二年までは全く曆日が無かつたといふことは信じられない。

記註紀年に關して、最後に問題になるのは、この崩御紀年の干支月日は、果して安萬侶撰述當時のものであらうかどうかといふことである。前にも述べたやうに、本居宣長は、或はこれは安

萬侶が古書によつて書き加へたものでは無からうかとも、或は後人が古書によつて附記したものとともいつてゐる。從來の國學者には、この分註の記入時代に關する議論はほとんど見えないが、近時の學者の間にはこの問題に觸れてゐる人々がある。津田左右吉氏は「古事記及び日本書紀の新研究」に於て、古事記の崩御紀年のことを論じ、「これは書紀とは殆ど全く違つてゐるのであるから、多分書紀に於いて紀年の定められた前に、同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた、其の名残では無からうか。もしさうとすれば、それは帝紀の最初の編述の際（津田氏はその時代を繼體朝欽明朝頃と推定してゐられる）では無く、それよりも後のことであらう。といふのは、後世に附加せられたものと見るべき終の方の部分までそれが見えるからである。帝紀の原形に於て斯ういふものが無かつたことは、年代記的に物語を排列しない全體の體裁の上からも推測せられる。だから是は、帝紀の年代の餘りに漠然たるをあきたらなく思つて、それを細かく擬定しようとしたところから生じた後人の所爲らしい」と述べてゐる。この説に對して橋本増吉氏は、「古事記及び日本書紀の新研究を讀む」といふ論文（史學第一卷第一號）に於て、我國では崇神天皇の頃から既に多少記録の術が傳はり一種の紀年法も行はれてゐたといふ説を述べ、さうすればその崩御年紀が残存したこともあり得べきことであり、所謂帝紀が津田氏の説のやうに皇室の系譜に

過ぎないものであつても、またその體裁が年代記的に物語を排列しない性質のものであつたとし
てもかういふ崩御紀年が書いて無かつたとは斷言されない。或は帝紀以外の記録にも残存しうべ
きわけであり、假りに普通の説にしたがひ文字の使用は應神朝、曆本の輸入は欽明朝に始まつた
としても、少くとも欽明天皇以後の崩御年紀は残存したわけであらう。然るに古事記の本文にそ
の崩御紀年の全然記載して無いといふのは、元來古事記及び日本書紀の年代觀念は何れも同一の
性質を有して居り、我が國の年代をば遠く古代に延長しようとする目的の下に作製されたもので
あるから、その編纂の主旨に矛盾するやうなもの、古事記の崩御紀年の如きものは捨て、採らな
かつたのである。今日傳はつてゐる記註の崩御紀年は、記紀編纂後私人の手によつて記入された
のだらうといふ意味の議論を述べてゐられる。吾人は崩御紀年が崇神朝の頃からの記録に残存し
てゐただらうといふ橋本氏の意見には全然賛意を表する。然し、これが記紀編纂後私人の手によ
つて記入されたものであらうといふ説には賛成することを躊躇する。吾人は古事記といふものが
日本書紀のやうに我が國の年代を古代に延長しようといふ考で編纂されたものとは考へない。吾
人は、前にも述べたやうに、古事記は年代を主とした歴史では無いと見てゐる。この點だけは津
田氏と同論である。したがつて、或部分にあらはれてゐる年代觀念と崩御紀年とに矛盾があつた

としても、それはほとんど撰述者の意識には上らなかつたものだらうと考へる。前にも例示した
やうに、古事記の分註には随分不統一もあり矛盾もある。この崩御紀年と聖壽や在位年數との間
に精密な計算からいへば矛盾衝突があるにしても、たまく先代の記録にあつたものをそのまま
記入したとすれば、これを撰者の記入と見ても差支ないやうに考へる。橋本氏は傳本の相違によ
つてこの註記を有するものと有せざるものがあると述べてゐられるが、尠くとも現存の古本には
皆この崩御註年が註記されてゐるのであるから、吾人はしばらくこれを撰述當時の記入と見て、
他の分註と同様に取扱ひたいと思ふのである。

第五章 古事記の諸本及び注釋書

現存の古事記の古寫本の最も古いものは、名古屋の眞福寺に傳はる楮紙粘葉本の古事記三帖で
ある。これは今は國寶になつてゐる。この書は、北朝後光嚴院の應安四、五年（皇紀二〇三二）の
間に眞福寺の僧賢瑜の筆寫に成れるものであるが、中卷下卷には奥書がある。

中卷の奥書は左の如くである。

本日弘安四年五月六日以兼方宿禰本書寫校合畢

本日古記之當卷世間不流布鴨院御文庫之外無之云々爰申請幕府之本寫加書窓之中好文之志神垂納又不載日本紀等事粗以見之此卷深祕箱底莫出闔外于時文永第五之曆應鐘十七之日加校點錄旨趣(?)而已

通議陰士卜 在判

本云 此書難得之由人以稱之就中於中卷者諸家無之只在鴨院文庫云々而不慮得之好文之至歎自愛之于時僕煩虐病宿執之余予自校之深納函内恥莫外見更(?) 弘長三年五月廿七日記之

正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣 在判

文永十年二月十日被召大殿御前雜談之次此中卷事取被出本自所持之由申入之條頗無念之間年來不審之趣言上畢而同十二日以女房奉計傳管二品真賴卿這下賜御本紙雙家門之面目何事加旂哉神之冥助也君之高息(恩?)也宜爲後昆稽古之計即加校合同十四日朝付二品返上畢

正議大夫卜 在判

本云弘安五年九月一日申下一條殿御本書寫畢可祕藏々々

祭 主 在判

下卷の奥書は左の如くである。

本云文永三年二月仲旬書寫畢

神祇權大副 大中臣定世之

同六年九月廿九日於燈下一見畢判

建治四年仲春廿七日彼岸中日

又一見畢宿執之至猶在神事爲之如何判

借請親忠朝臣一本吉田大納言定房卿被所望之間依家君御命書寫進畢又一本書寫止之

眞福寺本中卷の奥書は、極めて不審の條々の多いものであるが、これを當時に於ける古典研究の實際と照し合せて見ると、古事記中卷の傳來を知る上に非常に有益な資料を供するものである。然るに吾人の管見の及ぶところでは、菅政友の眞福寺本由來考、井上頼圀博士の古事記者をはじめ、從來の學者は何等これについて言及してゐることが無いやうである。吾人のこれについての研究は猶いまだ不十分ではあるが、所見の一端を左に述べて見る。

中卷の奥書を説明の便宜上、はじめから順次第一、第二、第三、第四、第五の奥書とよぶことにするが、年代の順序からいへば、第三の奥書が最古い。この奥書に見えてゐる藤原朝臣は藤原

通雅で後花山院太政大臣といはれた人であるが、奥書の文面によると、從來古事記は得難いものといはれてゐたが、殊に中巻は諸家に無く、只鴨院文庫にあるのみであつたのを不慮にこれを得たから、病中にもかゝはらず自ら之を校して函内に納めたといふのである。弘長三年は龜山天皇の御世で皇紀一九二三、西紀一二六三に當る。これに次ぐものは第二の奥書である。この奥書の文面は、古事記の中巻は世間に流布せず、鴨院御文庫の外には無いのであるが、こゝに幕府の本を申請ひて書窓の中に寫し加へたといふのであるが、筆寫者は通議陰士トとあるので卜部家の人であることはわかるが、名は明記してない。年代は龜山天皇の文永五年十二月十七日で、即ち皇紀一九二六、西紀一二六六にあたる。これに次ぐのは第三の奥書であつて。年代は龜山天皇の文永十年、皇紀一九三三、西紀一二七三にあたる。この奥書の筆者も正議大夫トとあるだけであるが、文意は、文永十年二月十日大殿の御前に召されて雑談の次に此の中巻の事が話題に上つたが、中巻を所持して居ることを申上げることが憚つて（思ふに、大殿が中巻を所持してゐられることを自負されたためであらう。或はまた、この筆者が中巻を寫し傳へてゐることを申憚るべき因由があつたのであらう。）年來不審の趣を言上したので、十二日に女房の計らひで菅原良頼の手を経て御本を下賜されたから、家門の面目、神の冥助君の高恩であると思つてそれによつて從來所持

の本に校合を加へて、十四日に良頼の手を経て返上したといふ意に解せられる。その次は第一の奥書であつて、これは後宇多天皇の弘安四年即ち皇紀一九四一、西紀一二八一に卜部兼方所藏の本を以て書寫した由の奥書である。最後のものは第五の奥書で、前の奥書の翌年に一條殿の本によつて書寫した由のものである。この奥書に祭主とあるのは、下巻の奥書にある神祇權大副大臣定世で、定世は弘安三年三月二十四日に祭主に任せられてゐる。下巻には文永三年二月仲旬書寫畢とあるから、この中巻は下巻の書寫より十六年後れて定世の手に入つたのである。

今この五つの奥書の關係をどう考へたらよいかといふのに、まづこれを逆に見るのが都合がよい。下巻の奥書と照し合せて見ても、眞福寺本の本書が大中臣定世の書寫本の系統を引いてゐることは疑が無い。然らば、この中巻の原本はどこにあつたものであるかといふに、定世の奥書にもある如くその原本は一條家本である。その一條家本はどういふ系統のものかといふに、吾人は第一の奥書によつて卜部兼方の所藏本を書寫したものと見るのが至當であると考へる。兼方は家學を傳へて釋日本紀の著者であり、釋日本紀を按ずるに、一條家の圓明寺入道實經、その子一條攝政家經、及び當時權中納言兼左衛門督であつた實家は、父子共に兼方について種々古典についての質疑を試みた人々で、記紀に關しては多大の注意を拂つてゐたのであるから、一條家で兼方

の本を以て本書を寫したといふことは、怪しむに足りない。かういふ風に考へると、第二第三第四の奥書は、兼方本に既に存してゐた奥書を、本書書寫の當時参考としてそのまゝ附記したものと見られる。然らば第二の奥書の筆者は何人であらうか。

第二の奥書が兼方本に存してゐたものとすれば、何人も直ちに通議陰士トといふのは卜部兼方であらうといふことを思ひ浮べよう。吾人も最初はさう考へたのであるが、これを兼方と斷するのは速断に過ぎる。この奥書の筆者を考定する前に吾人はまづこの奥書と第三の奥書とを比較して見る必要がある。

第二の奥書と第三の奥書とを比較して見ると、まづその年代に於て前に述べたやうに五年の相違があり、第二の方が五年後になつてゐる。この年代の前後の關係はどうであるかといふに、吾人の考ふる所によれば、これはちやうど第一の奥書第二の奥書の關係と同様であつて、通議陰士トなる人は、弘長三年に藤原通雅の寫した本を文永五年に寫して、その際に通雅本の奥書をもそのまゝ寫し添へておいたのであらう。通議陰士が古事記の中卷は鴨院御文庫の外に無いこと好文の志によつてこれを寫すことの出來たことなど、ほゞ通雅本の奥書と同じやうなことを書き記したのも、その原本たる通雅本の奥書に共鳴を感じたためと思はれる。こゝに「幕府之本を申請ひ

てとあるのがやゝ異様に聞えるけれども、これは通雅が右近衛大將であつたがためと解すれば差支なからう。さうすれば結局通雅本が通議陰士トなる人の寫した原本となるのであるが、この本の出所は明らかでない。奥書にはただ「不慮得之」とあるのみであるから、推考のしやうがない。鴨院文庫にある祕藏本を、内密な手段で寫し得たために、憚る所があつて單にこれを「不慮得之」と書いたのか、或はまた鴨院文庫以外の別本を不慮に得た意であるか、その點が明らかでない。然もこゝに鴨院文庫といつてあるのはいづれの家の文庫をさすか、吾人はまだ明解を得ない。鴨社の神庫とも見られないやうである。或は賀茂齋院の御文庫かとも思はれ、種々の憶測は加へられるけれども、今は姑らく疑を存しておく。

さて、右の如く第二第三の奥書を解して來ると、問題になるのは第三の奥書である。この文意をよく味つて見ると、正議大夫トなる人は文永十年には既に古事記の中卷を持つてゐた人である。たゞこれを所持してゐる旨を大殿の前に申入れることを無念と考へたによつて、年來これを見たかと思つてゐたと言上したのである。いふまでもなくこゝに「無念」とあるのは「思慮の無い」といふ義であり、「不審」といふのも「見たいと願つてゐた」といふほどの意である。所持の本があつたから十二日に下賜された本によつて自家の本に校合を加へ十四日に返上することが出來たのであ

る。かくの如く前後の事情を考へて見るとこの奥書にある正議大夫トなる人と前の通議陰士トなる人とは同人では無いかと思はれる。奥書の體裁から見ても、如何にも後から書き添へたといふ風である。こゝに大殿とあるのは何人をさすかわからない。當時の關白兼平のやうな人をさすかとも考へられるが、何等徴證とすべきものが無い。或はこれが鴨院文庫の主かとも思はれる。下賜御本の下に特に雙紙と注し、また家門之面目云々といふやうに非常に喜んでゐるところを見ると、よほど貴重なものであり容易に見ることの叶はなかつたものらしいから、この本が「只在鴨院文庫」といはれるその本では無かつたらうか。猶憶測を逞しくすれば正議大夫トなる人が、既に中巻の寫本を所持してゐたにもかゝらずこれを大殿の前に明言するを憚つたのも、元來その所持の本は通雅本を寫したのであり、その通雅本は通雅が何等か内密の手段を講じて鴨院文庫の祕本を寫し得たものであつたのであるから、その本の系統を明らかにすることが出来なためであつたのではあるまいか。この憶測は極めて小説的のものやうに聞えるが、こゝに吾人をして此の如き憶測を敢てせしめるに至つた、他の一つの理由がある。それは何であるかといふに、彼の卜部兼文の著として傳へられる古事記の裏書の奥書には文永十年二月十四日兼文註之」と記してあることである。この裏書は古事記上中二巻の裏書であるが、文永十年二月十四日は實にこ

の正議大夫トなる人が古事記中巻を大殿に返上した日なのである。これを偶然的暗合といへばいへないではないが、偶然的暗合にしてはあまりに不思議である。吾人は、正議大夫トなる人は即ち卜部兼文であり、兼文は既に文永五年の時から古事記の中巻を寫し傳へてゐたから、これに裏書をも加へてゐたのであらうが、その傳來に於て聊か憚るところがあつたので、別に奥書をも加へずそのままであつたのを、ちやうどこの時に大殿から祕本を下賜されたから、その返送の日を記念として公然こゝにそれを明記したのであらうと考へて見たいのである。これがあまり想像に過ぎるといふのならば、その想像の一部分だけは撤回してもよいが、卜部兼文が文永十年二月十四日に古事記裏書を註したといふことは明文があるのであるから、それから推定して、同年同月同日に古事記中巻の祕本を大殿に返送した正議大夫トが卜部兼文であることはどこまでも主張したいのである。而して、前に述べたやうに第二の奥書と第四の奥書とは同一人のものと見られるから、したがつて第二の奥書の通議陰士トもやはり兼文と見るべきものと思ふ。通議大夫は即ち正四位下、正議大夫は即ち正四位上であるから、位階に相違はあるが、この間に五年の年月が経過してゐる。兼文昇位の年月はまだ確證を得ないが、この五年間に昇位の事があつたと見て差支ないと信ずる。第一の奥書に「以兼方宿禰本」とあるので、通議陰士も正議大夫も或は兼方では無

いかと考へられぬでは無いが、正義大夫トなる人が兼方で無いといふことは立證される。それは何故であるかといふに、釋日本紀が兼方の著であるのはいふまでも無いが、その釋日本紀の署名によると、その編纂の完成された時の兼方の位階は通議大夫即ち正四位下であり、然もそれは文永十年以後の事に屬するから兼方が正義大夫と署する筈は無いからである。釋日本紀は拙稿「日本書紀解題」(五六頁以下)に詳説しおいた如く、その全部が完成されたのは文永十一年六月二十日以後建治元年(即ち文永十二年)十二月以前と認められるから、通議大夫祠部員外郎雍州刺史ト宿禰懷賢釋といふ兼方の署名は尠くともその時以後のものと思なければならぬのである。

下巻の奥書については、菅政友の眞福寺本古事記由來考(菅政友全集所收)に悉しい考證がある。その考證によると、大中臣定世は祭主從三位神祇大副隆世の子で正元二年十一月十日十四歳で神祇權副大に任じ、弘長三年五月廿四日正四位下に叙し、同六年四月十日祭主となり、弘安十一年十二月四日從三位に昇り、永仁五年十二月廿二日五十一歳で薨せられた人である。さうすると、本書を寫された文永三年(龜山天皇の御代で皇紀一九二六、西紀一二六六)は二十歳の時である。次の奥書に見えてゐる文永六年は二十三歳、建治四年は三十四歳の時である。その次の奥書にある親忠朝臣といふのは定世の孫で正和二年二月六日に神祇權大副となり、同四月十日正四位下に叙

し、元徳三年三月十一日祭主に任じ、同十二日從三位に昇られた人である。この奥書には年代も書寫した人も見えないが、菅政友の考證にしたがへば、こゝに親忠朝臣とあるによつて、この書寫が、親忠の從三位に昇つた元徳三年の前であることがわかるし、更にこゝには吉田定房を大納言と記してあるのによつて、定房の權大納言になつた元應元年十月二十七日以後であることがわかる、即ちこの書寫は元應元徳の十年あまりの間のことと察せられる。元應元年は後醍醐天皇の御代で皇紀一九七六、西紀一三二六、元徳三年は即ち元弘元年で皇紀一九九一、西紀一三三一にあたる。眞福寺本の原本は即ちこの頃に筆寫されたものなのである。

この下巻の奥書は、これを二つにわけて見るのがよい。即ち前に述べた如く、中巻だけは別種の系統に屬するものであるから、下巻の奥書の大部分は上下二巻だけにかゝるものである。即ち建治四年云々の奥書までは上下二巻にかゝるので、この頃までは大中臣定世はまだ中巻を寫してゐない。この後五年を経て弘安五年にはじめて中巻を得たのであるから、借親忠朝臣一本云々といふ最後の奥書だけが古事記全體にかゝるのである。

古事記三巻を寫した賢瑜の筆寫年代は明記して無いが、上冊の末に執筆賢瑜俗老廿八歳、中冊の末に執筆金剛資賢瑜俗老廿八下冊の末に執筆賢瑜俗老廿九とあるによつて推定することが出来る。それ

は菅政友の引いてゐる所によると、同じく眞福寺に傳へてゐる祕藏寶鑰といふ書はやはり賢瑜の寫したもので、その奥書に應安第三天十二月二十七日於尾州大須庄北野眞福寺寶坊書寫畢金剛賢瑜廿七とあるとのことであるから、それによつて推算すると、この古事記は前に記したやうにちやうど應安四、五年の書寫となるのである。本居宣長が古事記傳のうちに眞福寺本として引いてゐるのは即ちこの書のことであるが、宣長はこの書の寫本によられたので、記傳卷一に「これは餘の本どもとは異なるめづらしき事をりくあるを、字の脱すたる、誤れるなどは殊にしげくぞある」といつてゐられるのは、當然その傳寫本に與へるべき非難であつて、眞福寺本にとつては冤罪といはなければならぬ。

眞福寺本について古いのは、稱光天皇の應永三十一年(皇紀二〇八四)に沙彌道祥の寫した伊勢本(應永本ともいふ)、同三十三年に春瑜の寫した伊勢一本である。伊勢本及び伊勢一本といふ名稱は、田中賴庸の校訂古事記に用ゐられたものであるが、この兩者は同一種のものであつて、いづれも上巻だけしかない。前者の原本は、伊州渡會郡宇治縣(即ち今の伊勢宇治山田市)の尾崎遍照院祐徧法印の祕本を惠觀が寫したもので、應永三十一年に道祥が興光寺の本によつて轉寫し、更に尾崎遍照院の本を以て校合したものが所謂伊勢本なのである。後者は、その道祥の本を應永三

十三年八月九日に、志州答志郡(今の志摩國志摩郡)伊雜の神戸依梨原(今の惠利原)の福爰坊で、春瑜といふ僧の寫したものである。この二書は眞福寺本と大同少異である。

この道祥及び春瑜はまた、日本書紀の應永本、一に伊勢本といはれるものをも寫し傳へてゐる。日本書紀の伊勢本といふのは伊勢渡會郡宇治縣尾崎遍照院祐徧が卜部家本によつて書寫校合したものを傳へたのを、更に宇治郷興光寺本によつて、沙彌道祥、小苾芻清惠、金剛佛子春瑜等が書寫したものが大部分であるから、その徑路は古事記日本書紀ほとんど同一であるといつてよい。然し、書紀の方はもと卜部家本であるらしいが、古事記の方は來由が明らかで無い。

前田侯爵家藏本古事記三卷は、大永二年五月十七日家傳本を以て書寫せしめ校合を加へた旨の、卜部兼永の奥書と、慶長十二年四月春日の社家祐範が勅本を以て校合した由の奥書のあるものである。

所謂祕閣本の古事記は、慶長の寫本であるが近藤守重の御本日記附注及び右文故事によれば、慶長の遺書採訪の時に吉田の神龍院梵舜の進獻したものである。

以上の外、もと京都の曼殊院に傳はつてゐた所謂曼殊院本、今桃木書院にある、田中賴庸の校訂に引用された神谷克禎本、もと京都の學習院にあつて今内閣文庫にある學習院本の如きが、古

事記古寫本の主要なものである。

古事記のはじめて刊行されたのは寛永二十一年であつて、この年に京都の前川茂右衛門の出版した古事記が刊本の最古のものである。この書の末尾には寛永二十一年甲申歳孟夏吉辰洛陽書林前川茂右衛門開版とある。これと同種の本で、別に寛永廿一甲申歳孟夏吉辰二條通觀音町風月宗智刊行と記されたものがある。井上頼因博士の古事記者には、この書のことを「これは前の前川の版本の磨滅を改め補ひて正保元年に複製せりと聞えたる本にして」とあるが、寛永二十一年は即ち正保元年であるから、磨滅云々といふのは何か考へ誤られたものであらう。これは他にも多くの例のあることで、後年複製の場合に年號をそのままにして發行所だけを改めたものと見るのが至當である。

寛永版について古いのは、貞享四年に出版された度會延佳の鼈頭古事記である。延佳の序文によると、この書は、在來の刊本の古事記が、文字の謬が多く、その義を曉り難いもの往々にしてあるのを慨し、多年の間善本を故家に求め、數部を得て校讎し、誤字を正し缺を補ひ衍文を刪り訓點を加へたもので、本書は嘗て回祿に罹つて烏有に歸したが、幸に外弟橋成近に授けた本があつたので、その本を取つて再校し一本を子孫に貽すこととしたといふのである。鼈頭に本文の

異同及び略註を加へてあるが、惜しいかな校訂に供した諸本が如何なるものであつたか明記されてゐない。

これについて出たのは訂正古訓古事記である。この書は普通に本居宣長の手になつたものと考へられてゐるが、本書は實は宣長門下の長瀬眞幸の力によるのであつて、眞幸の功は歿すべきでない。そのことは宣長の序文にも明らかであるが、眞幸は、宣長が古事記傳に説いた所によつて文字や訓を正して本書を編成したのである。この書は京都三條の河南共利の開版の筈であつたが、後に永田調兵衛の手で刊行された。公にされたのは享和三年癸亥十月のことである。

この後明治年間に及んでは諸種の刊本が出てゐるが、今一々これを擧げない。たゞこゝに特筆すべき二種の校訂本がある。一は明治廿八年に出版された田中頼庸の校訂古事記、一は明治四十四年古事記撰進千二百年紀念會の行はれたのを機として、皇典講究所から公にされた、本居豊穎、井上頼因、上田萬年三博士の校訂に成る校定古事記である。前者の校訂の態度については異見を挾むべき點もあるけれども、その多くの異本を參酌して校訂に苦心せられた勞は決して没すべからざるものであり、またその校訂は後の學者を益するところが尠くない。後者は、田中本に比して、更は一層の周到と精細と正確とを加へたもの、その校定は、今日に於ては最も信頼し得るも

のといはなければならぬ。

古事記の注釋は、古今を通じてほとんど本居宣長一人の壇場といつてよい。記紀研究の歴史については、既に拙稿「日本書紀解題」のうちに詳述しておいたから、こゝにはこれに論及しないこととするが、とにかく古事記といふものは、江戸時代以前にはほとんど學者の研究の題目となつてゐなかつたらしい。釋日本紀のうちには諸處に古事記を引いてゐるが、それは單に書紀解説の材料として採られたに過ぎない。古事記傳卷一にも「此記、むかしより註釋あることを聞かず。たゞ、元々集といふものに、或記古事記云々、また古事記釋註曰云々とあるは、むかし、釋註といふものありしにこそ。そは誰作りしか、其名だに他には見えず。まして今は聞えぬ物なり或偽書にとて名を作りて引たることあれどそらことなればいふに足らず」とある。されば、江戸時代以前の古事記の註釋で現存してゐる唯一のものは古事記裏書である。この書は、宣長の歿後、岸本由豆流によつて發見されたものである。平田篤胤の古史徵開題記(夏)にこの書のことを記して、「近き頃、岸本弓弦が、古事記裡書といふ物を得たり。そを借りて見るに、奥書に文永十年二月十四日兼文註之とばかり有りて、其世遠からず寫せる本ならむと所思ゆる古本なるが、説は、例の然しも珍しき事なけれど、今傳はらぬ風土記、大倭本記、私記、日本紀決釋などを引用たるはいと珍らし。兼文は、卜部秘事口傳抄に文應

年の大嘗會の事を記せる文に、縫殿大副兼文宿禰と見えて、卜部氏の人なり(下略)といつてゐる。この書は古事記上中二卷の裏書である。神宮文庫には、彼の古事記や日本書紀の伊勢本を書寫した沙彌道祥の寫したものが傳はつてゐる。本書は文政五年に刊行せられた。

江戸時代で古事記傳以前に出來たものには、賀茂真淵の古事記頭書、田安宗武の古事記頭書、古事記詳説の類があつたけれども、特にとり立て、いふほどのものではない。

本居宣長の古事記傳は、首卷一冊、本文四十四冊(上卷の註十七冊、中卷の註十七冊、下卷の註十冊)三大考十七卷の附録一冊、(三大考は、門人服部中庸の著で、天地開闢の事などを論じたもの)目録三冊より成つてゐるが、宣長の古事記傳の稿をはじめたのは明和元年、三十五歳の時で、上卷の傳の出來上つたのは天明六年五十七歳の時である。寛政の始には上卷の傳は刊行せられた。寛政四年、六十三歳の時に中卷の傳が成り、寛政十年、六十九の時に下卷の傳が出來た。全部の出版が完成されたのは宣長歿後のことで、文政五年であつた。宣長は寛政十二年七十一歳に歿せられたから、宣長一代の精力はほとんど古事記の註釋に注ぎつくされたといつてよいのである。

記傳以後に出た古事記の註釋書は、いづれも、記傳の餘光を借りたものたるに過ぎない。例へば明治七年に刊行された村上忠順の古事記標註(三冊)明治八年に出版された三國幽眠の略解古訓

19177

古事記の如き、やゝ異説は加はつてゐるが、明治十一年に出来た敷田年治の古事記標註(七冊)の如き、いづれもさしたるものではない。この間に於て、天保十三年に出来た橋守部の難古事記傳だけはやゝ異彩を放つてゐる。この書は五巻になつてゐるが、古事記傳第十七巻までの所説に對して異見のあるところを述べたものである。元來守部は鈴門に對して常に反對の地位に立ち異説家を以て目せられてゐた人だけに、難せんがために難ずるといふやうな嫌も無いのではないが、時に頗る肯綮を得てゐるものもある。

近年また古事記の註釋書も少からず出てゐるが、特筆すべきものも無いやうであるから、すべて省略に附しておく。

古事記解題終

大正十一年七月十五日印刷
大正十一年七月二十日發行

古事記神代卷全 (非賣品)

有所權著作

編輯兼發行者	世界文庫刊行會
右代表者	松宮春一郎
印刷者	東京市牛込區根町七番地 本間十三郎
印刷所	東京市牛込區根町七番地 日清印刷株式會社
製本者	東京市神田區今川小路一丁目一番地 山縣純次
發行所	東京府大久保町西大久保四七〇番地 世界聖典全集 興亡史論 世界國民讀本 世界文庫刊行會
電話番町	一九番
振替東京	五五〇〇番

世界聖典全集 後編

刊行書目

- 1 古事記神代卷 全
- 2 佛所行讚 全
- 3 道教聖典 全
- 4 ウパニシャット 一
- 5 ウパニシャット 二
- 6 ウパニシャット 三
- 7 ウパニシャット 四
- 8 ウパニシャット 五
- 9 ウパニシャット 六
- 10 ウパニシャット 七
- 11 ウパニシャット 八
- 12 舊約全書解題 全
- 13 舊約外典 全
- 14 アイヌ聖典 全
- 15 世界聖典外纂 全

世界聖典全集 前編 完成

知識の寶庫靈魂の歴史その精神の心琴に觸るゝ所正に天體の音楽を聴くの感あらむ。

- 1 日本神代卷 全 加藤文雄博士監註
- 2 四書集註 上 宇野文雄博士
- 3 四書集註 下 宇野文雄博士
- 4 三經義疏 上 高橋・高橋成
- 5 三經義疏 下 高橋・高橋成
- 6 印度古聖歌 全 高橋文雄博士
- 7 耆那教聖典 全 鈴木重信
- 8 波斯教聖典 上 木村聖太郎
- 9 波斯教聖典 下 木村聖太郎
- 10 埃及死者之書 上 田中
- 11 埃及死者之書 下 田中
- 12 新約解題 全 高木徳博博士
- 13 新約外典 全 杉浦博徳博士
- 14 コーラン經 上 坂本文學士
- 15 コーラン經 下 坂本文學士

全額前拂 金五拾圓
毎月前拂 金參圓八拾錢
送料別要(内容見本進呈)

世界國民讀本 完成

麗しき文章中に國民性を織込める各國教科書が、いかに道義の光の輝けるかを見よ。

- 1 英國小學讀本 上 友枝文雄監註
- 2 英國小學讀本 下 友枝文雄監註
- 3 米國小學讀本 上 松宮文雄監註
- 4 米國小學讀本 下 松宮文雄監註
- 5 獨逸小學讀本 上 保科高樹監註
- 6 獨逸小學讀本 下 保科高樹監註
- 7 佛國小學讀本 上 水野監註
- 8 佛國小學讀本 下 水野監註
- 9 伊國小學讀本 全 吉田外語教授
- 10 世界小學教育 上 大家
- 11 世界小學教育 中 大家
- 12 世界小學教育 下 河野文雄監註

全額前拂 金貳拾七圓
毎月前拂 金貳圓五拾錢
送料別要(内容見本進呈)

興亡史論 完成

咸これ國家民族の興亡盛衰を尋究し一代の思想感情を傾動せる東西史論の絶唱

- 正編 大正七年十二月終刊
- 世界進講録 村川文學博士
- 羅馬史論 長瀬三郎
- 佛蘭革命史論 長瀬三郎
- 西朝史論 長瀬三郎
- 宋朝史論 長瀬三郎
- 外八卷 全十二卷
- ▲ 會費 ▼
- 全額前拂 金參拾圓
毎月前拂 金貳圓八拾錢
送料別要(内容見本進呈)
- 近代建國史 藤川文學博士
- 立國教育論 中村文雄
- 武家興亡觀 中村文雄
- 印度史觀 山下文學士
- 外八卷 全十二卷
- ▲ 會費 ▼
- 全額前拂 金參拾圓
毎月前拂 金貳圓八拾錢
送料別要(内容見本進呈)

全額前拂 金參拾圓
毎月前拂 金貳圓八拾錢
送料別要(内容見本進呈)

NANYODO BOOK-STORE
MOTOYACHI HONGO
T O K Y O
店本堂陽南

終

